

合計額が政令で定める金額以上であるとき（当該情報基盤強化設備等につき同項の規定の適用を受けない場合に限る。）は、当該供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該情報基盤強化設備等の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額（以下この項及び第六項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項及び第五項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報基盤強化設備等を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日の属する年の十二月三十一日まで引き続き当該事業の用に供している場合に限るものとし、次条の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）において、その供用年の指定期間内に事業の用に供した当該情報基盤強化設備等

の賃借に要する政令で定める費用の総額を合計した金額が政令で定める金額以上であるときは、当該供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該情報基盤強化設備等の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十に相当する金額（以下この項及び第六項において「リース税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年におけるリース税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその事業の用に供した情報基盤強化設備等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 青色申告書を提出する個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当

する金額（その年においてその事業の用に供した情報基盤強化設備等につき第三項又は前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

6 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年（当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額のうち、

第三項又は第四項の規定による控除をしなくてもなお控除しきれない金額の合計額（その年の前年において同項の規定の適用を受けた情報基盤強化設備等をその年において当該個人の営む事業の用に供しなかった場合（当該情報基盤強化設備等の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなった場合を除く。）には、当該合計額から当該情報基盤強化設備等を当該事業の用に供しなくなつた日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）をいう。

7 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてその算入に関する記載があり、かつ、情報基盤強化設備等の償却費の額の計算に関する明細書の添付

がある場合に限り、適用する。

8 第三項及び第四項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

9 第五項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

10 その年分の所得税について第三項から第五項までの規定の適用を受ける場合における所得税法第二百一十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の六第三項から第五項まで（情報基盤強化設備等取得した場合等の所得税額の特別控除）」とする。

11 第四項に規定する情報基盤強化設備等につき同項又は第五項の規定による控除を受けた個人が、その控除を受けた年の翌年以後の各年において、当該情報基盤強化設備等の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該情報基盤強化設備等を当該個人の営む事業の用に供しなくなつた場合（事業の廃止、当該情報基盤強化設備等の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。）には、当該情報基盤強化設備等につき第四項又は第五項の規定による控除を受けた金額のうち当該事業の用に供しなくなつた日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額についてはこれらの規定の適用がなかつたものとし、当該個人は、当該事業の用に供しなくなつた日から四月以内に、第四項又は第五項の規定による控除を受けた年分の所得税について修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならぬ。

12 前項の規定を適用する場合における同項の事業の用に供しなくなつた情報基盤強化設備等に係る第四項又は第五項の規定による控除を受けた金額の計算の方法その他前項の規定の適用に関し必要な事項

は、政令で定める。

13 第十一項に規定する場合に該当することとなつた場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

14 第十一項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第十一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第十一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第十条の六第十一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

第十条の七第二項中「第十条第五項」を「第十条第四項」に改める。

第十一条第一項中「第三号」を「第二号」に、「その用」を「その事業の用」に、「第十条第五項」を「第十条第四項」に改め、「（当該特定設備等の全部又は一部が同表の二以上の号の規定に該当する場合には、当該二以上の号の割合のうち最も大きい一の割合）」を削り、同項の表の第一号の上欄中「（畜産業を営む個人については、政令で定める個人に限る。）」を削り、同号の中欄中「ものを」を「もの並びに次号の中欄に掲げる減価償却資産に該当するものを」に改め、同表の第二号を削り、同表の第三号を同表の第二号とする。

第十一条の二第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人で次の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産のうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「地震防災対策用資産」という。）を取得し、又は地震防災対策用

資産を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該地震防災対策用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該地震防災対策用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

個 人	期 間	資 産	割 合
一 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域その他の地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認めら	昭和六十二年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	当該機械及び装置その他の減価償却資産	百分の八

れる区域として政令で定める区域内において、地震防災に資する機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるものを事業の用に供する個人で、地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるもの			
二 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号） 第六条に規定する特定建築物（同法第二条第一項に規定する耐震診断により同条第二項に規定する耐震改修（以下この号において「耐震改修」	平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	当該特定建築物の部分について同法第十条に規定する計画の認定を受けた計画に基づき行う耐震改修のための工事の施行に伴って取得	百分の十

という。）が必要とされたものに限る。）を有する個人で、当該特定建築物の耐震改修につき同法第二条第三項に規定する所管行政庁の同法第七條第二項の規定による指示を受けていないもの

し、又は建設する当該特定建築物の部分

第十一條の三を削る。

第十一條の四第二項中「第十一條の四第一項本文」を「第十一條の三第一項本文」に改め、同條を第十一條の三とする。

第十一條の五を削る。

第十一條の六第一項中「平成十八年五月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「有線テレビジョン放送法」の下に「（昭和四十七年法律第百十四号）」を加え、「（有線テレビジョン放送における電気信号の伝送又は変換の効率化に資する効果が特に著しいものとして政令で定め

るものについては、百分の十」を削り、同条第二項中「第十一条の六第一項本文」を「第十一条の四第一項本文」に改め、同条を第十一条の四とする。

第十一条の七第一項中「次の表の各号の上欄に掲げる」を「中小小売商業者等（中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第六条に規定する中小小売商業者又は中小サービス業者をいう。）に該当する」に改め、「（同表の第二号の上欄に掲げるものについては、平成十八年三月三十一日）」を削り、「当該各号の中欄に掲げる減価償却資産で」を「同法第四条第一項の認定を受けた同項に規定する商店街整備計画に係る店舗用又は倉庫用の建物及びその附属設備で政令で定めるもので、」に、「その用」を「その事業の用」に、「に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した」を「の百分の八に相当する」に改め、同項の表を削り、同条第二項中「第十一条の七第一項本文」を「第十一条の五第一項本文」に改め、同条を第十一条の五とする。

第十一条の八第二項中「第十一条の八第一項本文」を「第十一条の六第一項本文」に改め、同条を第十条の六とする。

第十一条の九第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、「（第二号

に掲げる機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものにあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 生物資源を利用した製品を製造するための機械その他の減価償却資産で政令で定めるもの 百分の

十四

第十一条の九第二項中「第十一条の九第一項本文」を「第十一条の七第一項本文」に改め、同条を第十条の七とする。

第十三条第二項中「第十二条の三第二項」を「前条第二項」に改め、同条第三項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「その用」を「その事業の用」に改め、同条第五項第三号を次のように改める。

三 雇用障害者数 その年の十二月三十一日において常時雇用する障害者、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第三号に規定する重度身体障害者、同条第五号に規定する重度知的障害者、同法第七十一条第一項に規定する重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者及び同法第七十二条の六に規定する精神障害者である短時間労働者の数を基礎として

政令で定めるところにより計算した数をいう。

第十三条第七項中「第十二条の三第二項」を「前条第二項」に改める。

第十三条の三の見出しを「（農業経営改善計画を実施する個人の機械等の割増償却）」に改め、同条第一項中「（当該資産が第三号に定める資産である場合には、百分の十二）」を削り、同項第一号イ中「（以下この号及び次号において「農用地」という。）」を削り、「農用地の」を「同項第一号に規定する農用地（以下この号及び次号において「農用地」という。）の」に改め、同項第三号を削り、同条第二項第二号中「前項第二号又は第三号」を「前項第二号」に、「同項第二号又は第三号」を「同号」に改める。

第十三条の四を削る。

第十四条第一項を次のように改める。

個人が、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第 号）の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に、新築された賃貸住宅のうち中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十六条

第一項に規定する認定中心市街地の区域内において同法第二十八条に規定する認定計画に基づき建築される賃貸住宅で政令で定めるもの（以下この項及び第五項において「中心市街地優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は中心市街地優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該個人の不動産所得の金額の計算上、その賃貸の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、当該中心市街地優良賃貸住宅の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該中心市街地優良賃貸住宅について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百三十六（当該中心市街地優良賃貸住宅のうちその新築の時ににおいて同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百五十）に相当する金額とする。

第十四条第五項中「特定優良賃貸住宅」を「中心市街地優良賃貸住宅」に改める。

第十五条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第十九条第一号中「、第十一条から第十一条の四まで又は第十一条の六から第十五条まで」を「又は第十一条から第十五条まで」に改める。

第二十条第一項中「平成十八年」を「平成二十年」に改める。

第二十条の二第一項の表の第二号を削り、同表の第三号を同表の第二号とし、同条第二項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第三項中「、当該個人のその年十二月三十一日における当該廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額が当該廃棄物最終処分場の最終処分災害防止費用の見積額と当該廃棄物最終処分場に係る同項第二号ロに規定する信託財産の額のうちいずれか低い金額を超えると」を削り、「同項第三号ロ」を「同項第二号ロ」に改め、同条第四項中「、廃棄物最終処分場」、「最終処分災害防止費用」及び「、当該廃棄物最終処分場」を削り、同条第五項第一号中「、当該廃棄物最終処分場における廃棄物の最終処分」を削り、「当該岩石採取場、当該廃棄物最終処分場」を「当該岩石採取場」に改め、同項第二号中「、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の四若しくは第十四条の三の二（同法第十四条の六において準用する場合を含む。）の規定により同法第七条第六項、第十四条第六項若しくは第十四条の四第六項の規定による許可が取り消され、若しくは同法第七条第七項、第十四条第七項若しくは第十四条の四第七項の規定により当該許可が効力を失った場合」及び「、当該許可が取り消され、若しくは効力を失った日」を削る。

第二十条の三第一項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の下に「（昭和四十五年法律第百三十七号）」を加え、「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第二十五条第二項中「（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号。以下この項、第四十一条の十六第四項及び第四十二条の三の二において「所得税等負担軽減措置法」という。）第四条及び第五条の規定を含む。）」を削り、同項第二号中「（所得税等負担軽減措置法第四条及び第五条の規定を含む。）」を削る。

第二十六条第二項第二号中「又は同条第四項に規定する」を「同条第一項第五号に掲げる介護予防のうち同条第五項に規定する介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護又は同条第一項第四号に掲げる」に、「同項」を「同条第四項」に改め、同項第五号中「若しくは居宅支援サービス費（以下この号において「居宅介護サービス費等」という。）」を削り、「居宅介護サービス費等の」を「居宅介護サービス費の」に、「部分又は」を「部分、同法の規定によつて介護予防サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居

宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション又は介護予防短期入所療養介護に限る。）のうち当該介護予防サービス費の額の算定に係る当該指定介護予防サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は」に改め、同項第六号中「部分」の下に「若しくは同法の規定によつて療養介護医療費を支給することとされる支給決定に係る障害者に係る指定療養介護医療（療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者等から提供を受ける療養介護医療をいう。）のうち当該療養介護医療費の額の算定に係る当該指定療養介護医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は児童福祉法の規定によつて障害児施設医療費を支給することとされる施設給付決定に係る障害児に係る障害児施設医療のうち当該障害児施設医療費の額の算定に係る当該障害児施設医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分」を加える。

第二十八条の二第一項中「第十条第五項」を「第十条第四項」に、「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に改め、「あるもの」の下に「その取得価額が十万円未満であるもの及び」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該個人のその業務の用に供した年分における少額減価償却資産の取得価額の合

計額が三百万円（当該業務の用に供した年がその業務を開始した日の属する年又はその業務を廃止した日の属する年である場合には、これらの年については、三百万円を十二で除し、これにこれらの年において業務を営んでいた期間の月数を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。）を超えるときは、その取得価額の合計額のうち三百万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

第二十八条の二第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第二十九条第一項から第三項までの規定中「平成十八年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

第二十九条の二第一項中「商法（明治三十二年法律第四十八号）」を「会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百三十八条第二項若しくは会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法

律第八十七号)第六十四条の規定による改正前の商法(明治三十二年法律第四十八号。以下この項において「平成十七年旧商法」という。)」に、「の決議により商法第二百八十条ノ二十一第一項に規定する」を「の決議(会社法第二百三十九条第一項の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第二百四十条第一項の規定による取締役会の決議を含む。)」により」に、「若しくは出資の総数」を「若しくは出資の総数若しくは総額」に、「超える数の株式」を「超える数若しくは金額の株式」に改め、「の取締役」の下に「執行役」を加え、「この項、次項及び第五項において「特定新株予約権等」を「この条において「特定新株予約権等」」に、「新株の発行価額又は株式の譲渡価額」を「株式の払込金額(当該行使に際し払い込むべき額をいい、新株の発行価額又は株式の譲渡価額を含む。)」に改め、同項第五号中「新株の発行又は株式の移転若しくは譲渡が、当該新株の発行又は株式の移転若しくは譲渡」を「株式の交付(新株の発行又は株式の移転若しくは譲渡を含む。次号において同じ。)」が当該交付」に、「がされた商法」を「がされた会社法第二百三十八条第一項若しくは平成十七年旧商法」に改め、「(取締役)」の下に「執行役」を加え、同項第六号中「発行若しくは移転又は譲渡」を「交付」に改め、同条第五項中「調書」の下に「(第七項及び第九項において「特定新株予約権等の付与に関する調

書」という。）」を加え、同条第六項中「調書」の下に「（次項及び第九項において「特定株式等の異動状況に関する調書」という。）」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第五項に規定する株式会社又は前項に規定する証券業者等は、政令で定めるところにより第五項又は前項の税務署長の承認を受けた場合には、これらの規定により特定新株予約権等の付与に関する調書又は特定株式等の異動状況に関する調書に記載すべきものとされる事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「光ディスク等」という。）の提出をもつてこれらの規定による当該特定新株予約権等の付与に関する調書又は特定株式等の異動状況に関する調書の提出に代えることができる。この場合における前二項及び第九項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該光ディスク等は、当該特定新株予約権等の付与に関する調書又は特定株式等の異動状況に関する調書とみなす。

第二十九条の二に次の三項を加える。

9 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定新株予約権等の付与に関する調書又は特定株式等の異